

第38回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和3年1月28日

○飛鳥井議長 皆さん、こんにちは。ただいまから、第38回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

本日の会議も、ウェブ会議システムを利用して開催しており、中央合同庁舎2号館警察庁第1会議室に、私のほか関係府省庁の構成員、事務局の方々が出席しております。他の構成員の方々におかれましては、ウェブ会議システムを利用して御出席いただいております。

小木曾構成員、菊池構成員におかれては、書面参加をいただいております。なお、加藤構成員にありましては、会議を欠席されるとの連絡を受けております。

それでは、まず、本日の議事及び配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） それでは、お手元の議事次第を御覧ください。

1点目の議題は「第4次犯罪被害者等基本計画案について」です。これに関する資料として、資料1-1、第4次犯罪被害者等基本計画案【第2次】の見え消し版、資料1-2、その反映版をお配りしております。

次に、2点目の議題は「児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について」です。これに関する資料として、資料2の検証・評価案をお配りしております。

また、資料3は、構成員の方々から事前に提出いただきました御質問や御意見と、それに対する関係府省庁の回答をまとめた一覧です。

事務局からは以上でございます。

○飛鳥井議長 それでは、まず、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価のほうから検討したいと思います。

事務局から資料の説明等をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。まず、検証・評価案の検討経過について御説明します。

前回の12月の会議におきまして、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況について、関係府省庁から説明していただき、構成員の方々に御議論いただきました。

そして前回の会議後、構成員から書面で追加の御意見等を提出していただいた上、事務局において、検証・評価案の当初案を作成し、事前に構成員にお送りして、当初案に対する御意見等を提出していただき、当初案の修正を行いました。構成員から提出いただきました御意見等は、資料3の12、13ページにまとめております。修正等を反映させた検証・

評価案は資料2となります。

次に、資料2の検証・評価案について御説明します。項目立てについては、前回の会議で御了承いただいたとおり、4つの項目に分類し、最後に総括をしております。

2ページの総括では、「児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策については、関係機関連携の下で各種取組が推進されている。」とする一方で、「児童買春・児童ポルノ事犯の被害に対する児童の危険性の理解等が必ずしも十分とは言えず被害の低年齢化も懸念される。よって、このような点を踏まえた上で、児童の保護のためには、保護施策に並行して児童や保護者等の児童と密接な関係を有する者への支援も含めた被害防止のための諸施策も講じていく必要がある。」としております。

事務局からは以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

ただいまの検証・評価案につきまして、説明がありましたとおり、前回の会議後に構成員の方々から御意見等を提出していただき、検討を行っておりますが、改めて、この場で御意見等がございましたら挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。いただいた御意見、かなり反映していただいたと思いますけれども。それでは、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童保護施策の検証・評価につきましては、原案のとおり確定することとしたいと思います。

それでは、次に、第4次犯罪被害者等基本計画案の検討に移りたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をしていただいた上で、第4次基本計画案について、前文の検討と個別計画案文の検討に分けて、御議論をいただきたいと思います。

まず、事務局から資料の説明などをお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。まず、前回の12月の会議後の検討経過について御説明します。

前回の会議において、第4次基本計画案の第1次版をお示しさせていただいたところですが、会議後、第4次基本計画案の第1次版やパブリックコメントにより寄せられた意見と関係府省庁の対応案について、構成員から書面で1回目の御意見等を提出していただき、それに対する関係府省庁の回答を作成して構成員にお送りし、さらにそれを踏まえて、構成員から書面で2回目の御意見等を提出していただき、関係府省庁からその回答をいただいております。

また、前回の会議で、法務省から御説明いただいた事項につきましても、同様に構成員から2回にわたり御意見等を提出していただき、法務省から回答をいただいております。

これらの御意見等や関係府省庁の回答につきましては、資料3にまとめております。なお、資料3の表の左側にある通し番号の中にある①、②という記載は、1回目と2回目の御意見等を区別する場合に用いております。

次に、資料1-1の第4次基本計画案第2次の見え消し版の主な修正点について御説明します。第2次版は第1次版を基にして、新たに修正した部分を青い字で記載しております。

す。

それでは、資料1-1を御覧ください。まず、1枚おめくりいただきまして、前文の修正部分を御説明します。

1ページの中段について、既に行うべき施策は実施しているのに意見があるかのような記載なので修正してほしいとの御意見をいただきました。これについて、「犯罪被害者等の抱える問題が全て解決したわけではなく、」と追記をしております。

次に、同じ1ページの下段について、「一丸となって」という表現を修正したほうがよいとの御意見をいただきました。これについて、該当箇所を変更して、「緊密な連携・協力体制を構築し、」と修正しております。

次に、その下にある新型コロナとデジタル化の記載について、書きぶりを工夫したほうがよいとの御意見をいただきました。これについて、記載の場所を移動した上で、表記のとおり修正しております。

次に、1ページの最後の行から2ページの1行目にある「気運をより成熟させていく」という表現について、個別の施策にある「気運を醸成する」という表現と統一する必要はないかとの御意見をいただきました。これについて、前文について「気運をより一層醸成する」と修正しております。

次に、5ページの上段にある性犯罪・性暴力の被害者支援について、具体例を入れてほしいとの御意見をいただきました。これについて、「ワンストップ支援センターの体制強化等により、」などと修正しております。

また、その下にあります児童虐待等の記載について、支援を利用しやすいものとする表現を入れてほしいとの御意見をいただきました。これについて、「相談につながりやすく、」などと修正しております。

次に、7ページの中段にある(4)犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映について、被害者支援機関等からの意見しか受け付けられないようにも読めるので修正してほしいとの御意見をいただきました。これについて、「様々な媒体を通じて、広く犯罪被害者等から意見を受け付ける。」と修正しております。

次に、個別計画案文の修正部分を御説明します。

13ページを御覧ください。施策番号37の被害回復のための休暇制度の項目名について、より適切な表現に修正しております。

次に、14ページにある施策番号38のPTSD対策専門研修の内容の充実等について、医療機関であるので、「適切な対応・治療」と修正してはどうかとの御意見をいただきました。これについて、御意見のとおり修正をしております。

次に、15ページにある施策番号47の思春期精神保健の専門家の養成について、項目の修正と、対象に「公認心理師、臨床心理士」を加えてほしいとの御意見をいただきました。これについて、御意見のとおり修正をしております。

次に、17ページから18ページにかけて記載がある施策番号59と63のワンストップ支援セ

ンターの記載について、令和2年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画を踏まえて再検討を行った結果、修正をしております。

次に、20ページの下段にある施策番号83の犯罪被害者等に関する情報の保護について、検察官のほか、弁護士も情報保護の意識向上を図ってほしいとの御意見をいただきました。これについて、「関係者への注意喚起を含めた制度の適切な運用に努めるよう検察官等の意識向上を図る。」と修正しております。

次に、23ページにある施策番号100の再被害の防止に資する教育の実施等について、第5次男女共同参画基本計画を踏まえて再検討を行った結果、修正をしております。

次に、24ページにある施策番号106の職員等に対する研修の充実等について、パブリックコメントで施策の期限の設定を求める御意見がありましたことを踏まえて、期限を追記しております。

次に、同じ24ページにある施策番号110について、第5次男女共同参画基本計画を踏まえて表現の再検討を行った結果、「性的マイノリティ」と修正をしております。

次に、31ページの中段にある施策番号156の刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度について、法制審議会の答申を踏まえ、矯正段階と保護段階で連携を図るように努めるとの記載をしてほしいとの御意見をいただきました。これについて、今回お配りしている資料に修文の反映はできていませんが、現在ある本文の後に、「実施に当たっては、刑事施設の長等と地方更生保護委員会及び保護観察所の長との連携が図られるよう努める」と追記いたします。

次に、同じ31ページにある施策番号158について、具体的な事項を入れてほしいとの御意見をいただきました。これについて、「被害者等によるアクセスの向上等」などと追記しております。

また、今回お配りしている資料に修文の反映はできていませんが、「しょく罪指導プログラムの拡充等」の記載について、「しょく罪指導プログラムの充実化等」と修正いたします。

次に、同じ31ページの下段にある(25)犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実について、被害者側に立った記載の工夫をしてほしいとの御意見をいただきました。これについて、「更生保護における犯罪被害者等の思いに応えるための制度等として、」と追記しております。

次に、32ページにある施策番号160と161について、分かりやすく記載してほしいとの御意見をいただきました。これについて、記載のとおり修正しております。

次に、33ページにある施策番号166の条例の情報提供等について、「条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行う」との修正意見をいただきました。これについて、御意見のとおり修正しております。

次に、同じ33ページにある施策番号170の地方公共団体間の連携・協力の促進等について、地方公共団体の中に東京23区も含むという趣旨で、「市町村」を「市区町村」に修正しております。

次に、43ページにある、施策番号229について、第5次男女共同参画基本計画を踏まえて再検討を行った結果、修正をしております。

最後に、48ページの施策番号254の性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進について、第5次男女共同参画基本計画を踏まえて再検討を行った結果、「幼児期からの」と追記しております。

修正部分の説明は以上となりますが、いただいたほかの御意見等は、資料3に記載したとおりとなります。

事務局からは以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。それでは、第4次基本計画案の前文について、まず、検討いたします。第4次基本計画案につきましても、構成員の方々から、事前に御意見等を提出していただき、検討を行っておりますが、改めて、前文の部分について御意見等がございましたら挙手をお願いいたします。

伊藤構成員。

○伊藤構成員 伊藤です。御説明ありがとうございます。

「はじめに」の1ページの真ん中のところについて、中島先生から御指摘があったということで、私も中島先生の御指摘を見て、ここを変えたほうが良いとは思いました。今回の修文ですと、「問題が全て解決したわけではなく、」と入れていただきましたが、これは、引っかかる方がきっと多いのではないかなと、こういう問題が全て解決することはないわけなので、ですので、ほかの書き方のほうが良いかなと思いました。例えば、「犯罪被害に遭うことで生じる課題が多く」、あるいは「犯罪被害に伴う課題は多く」といったような表現のほうが良いのではないかと思います。御検討いただけたらと思います。

以上です。

○飛鳥井議長 はい。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。御意見ありがとうございます。

この部分は、文脈や第3次基本計画の記載とのバランスなどを考えて記載させていただきました。御指摘はごもっともでございますので、文の修正について検討させていただければと思います。

○飛鳥井議長 ほかの方がいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

中島先生。

○中島構成員 今言っていただきましたが、自分が出した案だったので。私も伊藤委員と同じように、修文していただいたのは非常にうれしく思いました。しかし、やはり全て解決するというのは非常に難しい課題でありますので、まだ残っているというような書きぶりにしていただけるとありがたいと思います。先ほどお返事があったので、御回答のほうは結構です。よろしくお願います。

○飛鳥井議長 ほかに御意見いかがでしょうか。前文に関しての御意見、よろしいでしょ

うか。

中曽根構成員。

○中曽根構成員　そうですね、難しいので、また考えていただきたいと思いますが、解決したわけではなく、解決するわけではなくとか、絶対するということはないわけなんですけど、する、したとするじゃ違うんで、するわけではなくという文章とか、何か、文章の前後がいろいろありますけど、お考えいただければと思います。

以上です。

○飛鳥井議長　ほかの方は、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの御意見等を踏まえまして、再度検討したいと思います。この点は議長に一任していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、結果については、また改めて事務局からお知らせいたします。

次に、第4次基本計画案の個別計画案文についての検討に入りたいと思います。御意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。これまで回を重ねていろいろ寄せていただいた御意見、かなりの部分反映されているとは思いますが、まだこの場で、いろいろと御質問、御意見等がさらにありましたらお願いしたいと思います。

それでは、正木構成員、お願いします。

○正木構成員　正木です。私の意見といたしまして、見え消し版の40ページの34の弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討の部分で、2行目ですけれども、「支援の在り方等について、見直しの要否も含めて検討を行う」ということになっていたのを、もう少し前向きにしていきたい、見直しの要否ではなくて、見直しの検討を進めるとしていただけないかということでしたけれども、この内容でということ、これについてはお受けいたします。

ただ、意見ですけれども、やはり前文の、5ページの③の刑事手続への関与拡充への取組というところで、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取組を行わなければならない。」というふうに前文にあって、これを進めるためには、やはり犯罪被害者支援弁護士制度は欠かせない、不可欠なものではないかと思っておりますので、やはり前文に書いてある趣旨を全うするためにも、ぜひ前向きに、引き続き検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。意見です。

○飛鳥井議長　コメントありますか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官　法務省でございます。犯罪被害者支援弁護士制度検討会の検討状況につきましては、前回のこの会議でも御報告させていただいたとおりでございます。今、鋭意議論を進めているところでございます。

計画の文章といたしましては、正木先生から御意見いただきましたけれども、まだ中身を検討しているという段階でございますので、あまり踏み込んだ記載ができず申し訳ありませんでした。先生おっしゃるように、前文のところ、刑事手続への関与拡充への取組と

いう中で、事件当事者である犯罪被害者等が刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取組を行わなければならないと書いてある、これ自体は多分、手続の中で、刑事の手続に既に入った段階の中での、被害者参加制度等の拡充ということを用意しているものかとは思いますが、併せて、犯罪被害者支援弁護士制度の取組として、どこまでできるかということを引き続き考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○飛鳥井議長 武構成員、お願いします。

○武構成員 今の正木先生がおっしゃった犯罪被害者支援弁護士制度を、ぜひ、本当に早くお願いしたいと思います。

それと、どんな弁護士さんでもいいわけではないので、とにかく犯罪被害者のことを理解してくださる弁護士さんというのがとても大事なことになります。そういう弁護士さん、これからは、若い弁護士さんを特に育てていただきたいということも強く願っています。ありがとうございます。

○飛鳥井議長 ほかの方はいかがでしょうか。

中島構成員。

○中島構成員 私のほうでいろいろ修文を出したものに御対応をいただいて、ありがとうございました。その中で「被害少年」という用語について、今回指摘させていただきました。法令上、それぞれが使われる場合で、「児童」であるとか「被害少年」という用語が、それぞれの法令において使われているというのは理解できますが、法令上縛られてない部分については、今回は難しいと思いますが、次の基本計画のときに、ある程度統一された用語を使っていた方が良いと思います。多分、読んだ人も、言葉でイメージするところは変わってしまうと思いますので、次回に向けてということで御検討いただければと思います。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁でございます。御意見ありがとうございます。用語の問題についてしっかりと検討してまいりたいと思います。

○飛鳥井議長 中曽根構成員、お願いします。

○中曽根構成員 それでは、14ページの（5）精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進、というところの最後の「必要に応じ、精神保健福祉センターに対し、犯罪被害者等の相談の実施に係る周知を行う。」という文章なんですが、つまり、精神保健福祉センターが犯罪被害者等の相談に乗れるよう周知するというのでよろしいのでしょうか。

それから、37ページ、（18）番、交通事故相談活動の推進というところですけど、「地方公共団体の交通事故相談員に対し、」とあるんですけども、他の大体の文章の中に「被害者等」などの言葉が入ってくるのに、この文章の中には全く入っていません。あまり入れる必要がないということなのか分かりませんが、ちょっとこの文章だけが、何か違うなという感じを受けているので、それについては、どうなんでしょうか。

それから、何か単純なことばかりですみませんが、41ページ、(38)番です。3行目に、当該の児童生徒に対して教育委員会が設置する云々と書いてありますけれども、これはあくまでその本人や親が望んでる場合や迷っている場合などに支援を促進するという意味だと思うんですが、担任や養護教諭など、そういう方たちでカバーできるというか、支援がそこで終わる場合もあると思うので、例えば「必要に応じ」というような言葉を入れるというのは、どうなのかなというふうに考えていました。

それから、すみません、ちょっと前に戻って、11ページですが、(4)司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置ということで、これはちょっと確認させていただきたいのですが、司法解剖後の遺体搬送費、これについて、私の勘違いでなければ、被害に遭われた場所と、例えば居住地が違った場合、遺体搬送費は、県をまたぐと、それぞれの県の県警が負担するというのを聞いたことがあるんですけども、私の勘違いでしたらすみませんが、そういう意味で「積極的な活用を推進する。」という表現はいいとして、被害者の方にきちんとその辺りの説明をしたりしながらやっていただけるようお願いをしたいと思います。そのことで驚いたという話を御遺族の方達から聞いたことがありまして、それが今もし変わっていたとしたら、すみません。どうなっているのかも含めて、お願いします。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。今4点、御指摘がございました。御質問の順番に沿って説明してもらいますが、最初は、14ページ、厚生労働省から、精神保健福祉センターにおける相談の実施に係る周知を行う、もうちょっと具体的にどんなことか説明していただければと思います。

○厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室心の健康係長 厚生労働省でございます。御指摘いただきました精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進のところですが、趣旨としては、精神保健福祉センターのほうで適切に相談対応ができるように、例えば、精神保健福祉センターのトップが集まる会議、そういったところで、適切に相談対応してくださいねという、周知をしていただくという趣旨で書かせていただいたものですが、確かにちょっと、御指摘のように少し分かりにくいところもあったかと思っておりますので、少し修文を検討したいと思います。

以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

続いて、国交省。

○国土交通省総合政策局次長 国土交通省でございます。37ページの18番、交通事故相談活動の推進のところ、「被害者」のワードが入っていないということでございます。この取組を簡単に御紹介いたしますと、都道府県であるとか、あるいは政令指定都市で、交通事故相談所というのが設置されておりまして、その相談員が、近年、大変複雑かつ多様化する交通事故の相談内容にしっかり対応できるように、交通事故相談の実務必携、解説とか、あるいは相談員の研修を通じて、相談員の資質の向上を図っているところでございます。そういう意味で交通事故全般、特に複雑かつ多様化、専門化する相談内容に応じる

という取組でございますので、ここの部分については、御指摘のような表現ぶりにはなっていないということでございます。引き続き、このような被害者の救済福祉の向上に向けて、全国どこでも交通事故の相談が受けられるように、しっかり取組を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

それでは、文科省、41ページ、38番のところですね。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査官 文部科学省でございます。御指摘の点でございますけれども、「必要に応じ」という言葉をどこに入れるかによりますけれども、犯罪被害に遭って不登校になったというお子さんがいらっしゃる時に、学校が、支援しないということは基本的にはないと思っております。もちろん教育支援センターの支援というのを、全ての方たちが希望して受けていらっしゃるわけではないのですけれども、「必要に応じ」というのをどこに入れるかなというのは、ちょっと悩ましいところではございます。もしよろしければ、さらに教えていただければと存じます。

○飛鳥井議長 続いては、11ページ、警察庁から司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置について。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室調査官 警察庁でございます。遺体搬送に係る公費負担の関係でございますけれども、御指摘いただきました犯罪の発生場所と実際の居住地、これが異なる場合ということでございますけれども、基本的な考え方におきましては、捜査の主体となる県警本部において、公費負担をさせていただくということになるかと思っておりますけれども、やはり事情に応じて、様々な場合がございますけれども、例えば遠い場所であったりだとか、また、御遺族の方の意向がありましたりだとか、そういったこと様々ございますので、その時々、御遺族の意向をまず聞きながら、こういった形の対応ができるのか、その辺、関係する都道府県警察間で連携を取らせていただきまして、いずれにしても被害者の意に沿った対応をさせていただいているところでございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

中曽根構成員、よろしいでしょうか。

○中曽根構成員 ありがとうございます。41ページの38番については、例えばですけれども、3行目、「当該児童生徒に対し、」の後、「教育委員会が」の前に、「必要に応じ」とか、文章がおかしくなければ、そういう形が望ましいのではないかなとは思っています。

それから、37ページの交通事故相談活動の推進については、説明をありがとうございました。確かに交通事故相談所は、被害者も加害者もどちらの交通事故の相談にも乗るということは分かっておりますけれども、この犯罪被害者等基本計画案に載せるということになりますので、先ほどおっしゃられたような中に、「被害者等に対しても」などの表現を入れていただければありがたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○飛鳥井議長 ほかの構成員の方がいかがでしょうか。

武構成員、お願いします。

○武構成員 10ページの加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施のことですが、私は今まで損害賠償の未払い、不払いの問題をずっと言い続けています。調査をするのに、どのくらい時間かかるのでしょうかとか訊ねても、答えは、検討をしますという曖昧な答えしか返ってきません。私が被害者の人たちとよく話していることは、検討するという言葉が使われたときは、何もしないのと同じなのではないか心配だということです。だから、もう少し踏み込んで、もっとはっきり、何年先を目標にするとか、強い表現にしていざしたら、もっと私たち希望を持つことができます。

それから、このページの一番上の受刑者の作業報奨金のことが書かれてあるんですけど、ここもやっぱりもっと考えてほしいです。もちろんこの作業報奨金というのは、受刑者のもので、社会復帰したときのためにあるということは分かっています。でも人として、犯した罪の責任を果たすという意識を持たすという意味でも、習慣づけることが大事だと思います。少額でもいいので、損害賠償に充てることを、もっと積極的にやってもらいたいです。

それともう一つは、去年の12月2日の新聞に、法務省のことが載ってまして、出所者立ち直り支援に寄付募るという記事でした。それは、出所した人たちのために、そのための資金を、寄付を募って基金を作ったと理解しました。私たちは、加害者のために国は今までもたくさんのお金を使っていると思っています。今回もまた、より工夫をしながら、基金を作ったことを法務省は考えているというのが分かったときに、それだったら、被害者のことにも、もっと工夫して力を入れて支援をしていただきたいと、このことも強く願っています。ありがとうございました。

○飛鳥井議長 ただいまの御意見について、法務省から何かコメントありますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。武先生から3点いただきました。

まず、基本計画案の10ページ、(7)でございませうか、加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施ということで、警察庁の文と法務省の文がございませうが、ここはまさに調査研究を行った上で、その結果に応じて検討を行うというところを、法務省としては今考えているところございまして、ここに、今のところ、残念ながら年限を設けるということは、ちょっと難しいかと考えております。

それから2点目の作業報奨金に関しまして、武先生から書面でも御質問いただいたところでございませう。刑事収容施設法上の制度でございまして、受刑者の希望によって、作業報奨金を出所の際に渡す、出所の前に渡すというような制度でございまして、損害賠償に義務づけるというのは、制度上なかなか難しいところがございますけれども、受刑者に対しましては、入所の際、それから受刑中にも、こういう制度があるからというところをきちんと周知を図っているところございまして、引き続き、計画案にもお書きをしております。

ますとおり、周知に努めて、この制度の積極的な活用を図っていきたいと思います。

それから、3点目でございますが、武先生、御言及なさったのは、立ち直り応援基金というものではないかと思えます。昨年8月から、法務省が協力して、更生保護法人日本更生保護協会で、募金活動をやっております。これ、そのまま受刑者に渡る性質のお金ではございませんで、立ち直りの1つの支援として、こういう基金を考えたものでございまして、受刑者の立ち直り、あるいは再犯防止というようなところを考えつつ、被害者の方に思いをはせてというところも含んだ基金として、御理解をいただければと思います。社会全体の中で、再犯を防止しつつ、あるいは立ち直りを支援しつつ、将来の被害者を生まないような活動を法務省としても、引き続き続けていきたいと考えております。どうも、いろいろ御指摘をありがとうございました。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、実態調査について、10ページの7の、警察庁から追加のコメントがあればお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁でございます。警察庁としても、施策番号11で、加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施について、計画案文を提出させていただいております。調査の時期や具体的な方法等につきましては、今の段階では、なかなか具体的なことは申し上げられませんが、第4次計画を進める中で、速やかに検討してまいりたいと思います。

また、武構成員からいただいた御意見なども踏まえながら、調査等の充実に努めてまいりたいと思います。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。武構成員。

○武構成員 ありがとうございます。もう1つ加えて言いますと、養育費の不払い問題もよく聞いているのですが、そのことは、最近、進んできていて地方自治体が立替払いをするなど、積極的に考えられるようになってきています。どうか損害賠償についても考えていただくようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○飛鳥井議長 それでは、ほかの方がいかがでしょうか。

では、換気のための休憩を取らなければいけませんので、その間また少し、御意見等ございましたらお考えいただいて、ここで、会議の途中ですが、室内換気のために休憩を挟みたいと思います。5分後に開始したいと思いますので、3時から開始をしたいと思います。

（ 休 憩 ）

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。それでは、会議を再開いたします。引き続き、個別の計画案文につきまして、御意見等がございましたらお願いいたします。

中曽根構成員、お願いいたします。

○中曽根構成員 お願いいたします。28ページの（6）犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実というところのイですけれども、そこに公判前整理手続の、イのところの3行目か

ら、「被害者参加人等が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努める。」という文章が入ってきています。とてもありがたいことだと思うんですけども、私、パブリックコメントの意見のほうに述べたら、これは法改正はできないというふうに返答いただいているんですけども、法改正はできないけれども、必要、検察官が相当と認めるときは、裁判所に伝えて配慮すると。確かに裁判所の方、裁判所のほうが了承しなければこれはできないことなのかもしれないんですけども、現場の検察官の方とか、あるいは、被害者参加弁護士の方とか、このことについては分かっているのか、今までも分かっているのか、あるいは検察官が相当と認めるときというのはどういう場合なのか、その辺りについてお聞かせ願いたいと思います。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。28ページの(6)イ、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実のところ、公判前整理の関係について御質問をいただきました。この計画案文には、被害者参加人等が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるという運用を行っているところでございまして、ここはもちろん、検察官はもちろんでございますが、もともと題名も犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実というところでございますので、被害者参加人あるいは被害者参加弁護士に対しましては、検察官等から、もし希望があればということでお伝えをするということはお分かりいただいていることと存じます。

検察官が相当と認めるときというのは、これなかなか、一概には言いにくいところでございますが、その事件の争点ですとか、事実関係等含め、あるいは被害者参加人の方の御意思等、御意向等をいろいろ勘案して相当と認めるときということになるのではないだろうかと考えます。

以上でございます。

○飛鳥井議長 中曽根構成員、いかがですか。

○中曽根構成員 ありがとうございます。実際、被害者参加人等が希望されても、なかなかこういう形で本当に、公判前整理手続に被害者参加人等も含めて、現実に傍聴できたという例なんかはあるんでしょうか。あまり聞いたことないんですけども、どうなんでしょう。今までの事件の中で、あるものなんでしょう。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。今、中曽根先生から御指摘いただいた点につきましては、統計的に把握をしているものではございませんので、どのくらい実際に傍聴希望があつて、どのくらい認められているかにつきましては、法務省としても把握はしておりません。むしろ、裁判官のほうの訴訟指揮にもよるところがございますので、法務省としては、なかなか把握は難しいところではございます。基本的に、公判前整理手続と申しますのは、手続的な整理を予定するものとして法律上位置づけられて

おりまして、当事者の、裁判所と当事者との間で、必要な整理をするということが大前提で、手続的な整理をしましょうということが前提になっているものではございますので、まさに、どのような場合に認められるかということにつきましては、事件の中身によるとしか言いようがございませんで、すみません、曖昧な回答で失礼いたします。

○中曽根構成員 ありがとうございます。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。ほかの方いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。個別の計画案文につきまして、追加の御意見等がございましたら、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの御意見等を踏まえまして、修正の検討が必要なものについては、議長に一任していただいた上で、原案のとおりに確定したいと思います。よろしいでしょうか。

また、結果については、事務局からお知らせしたいと思います。

事務局から今後の予定についてお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 本日の会議におきまして、第4次犯罪被害者等基本計画案を、議長一任の部分を除いて、確定していただくとともに、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価案を確定していただきました。

今後の予定であります。3月に犯罪被害者等施策推進会議を開催し、第4次基本計画の案及び児童買春・児童ポルノの検証・評価を決定することとしております。そして、第4次基本計画を閣議決定することとしております。

○飛鳥井議長 それでは、本日をもちまして、昨年1月から始まりました第4次基本計画に関する当会議での検討は終了となります。最後になりますので、有識者の構成員の方々から御感想など、お一言ずつ頂戴したいと思いますので、お一人ずつ御発言をいただければと思います。

まず、順番ですが、太田構成員からお願いしてもよろしいでしょうか。

○太田構成員 このたびの第4次犯罪被害者等基本計画案ですけれども、構成員の皆様の御意見とか、パブリックコメントに寄せられた意見とか、それからその他の審議会等の機関の答申などが反映されて、よりよいものになったのではないかと考えています。この計画案に盛り込まれた被害者支援策が一日も早く実現することを希望するものでありますけれども、特に刑の執行段階における被害者の意見聴取や心情伝達制度の導入とか、被害者の視点を取り入れた矯正処遇の見直し、さらに、保護観察における被害者支援関連の制度の実現・充実によって、矯正や更生保護の過程に、被害者の視点がさらに反映され、被害者の受けた損害回復の実現にも寄与することを期待しております。制度の実現に向けた法改正と施策の策定が早期に行われることを、強く希望いたします。

ただ、制度をつくるだけでは十分とは言えないかと思えます。矯正保護における被害者支援であれば、矯正職員とか、それから保護観察官、保護司といった制度を担う関係者が、

制度の背景にあります被害者の方々の心情とかいったものを正しく理解して、被害者の真の利益につながるよう、制度を実施、運用していくということが大切だと思います。これは矯正保護に限ったことではなく、その他の被害者支援の施策についても言えることだと思いますので、第4次犯罪被害者等基本計画案の実施に際しては、被害者支援を担う人材の育成とか、それから研修とか教育が十分になされることを、政府関係機関に強く希望したいと思います。1年間、いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

○飛鳥井議長 では、中曽根構成員、一言お願いできますか。

○中曽根構成員 昨年から、コロナの影響で東京の会議に直接参加することができず、ウェブ会議となって、正直、その場において意見を述べればよかったのに、紙面で提出することが多くなりまして、何か私としては宿題も多くて、学生時代のレポートを提出しているような、そんな感じすらする1年でした。しかし、今までその場において、思いついたことを発言していたので、それに比べて、やっぱり自分なりにじっくり考えさせていただいたり、たくさん質問することができて、とてもよかったとも思っています。

そして何より、現場で支援している私にとって、委員として参加してきた10年間の間に、基本計画で決まったことが、実施されていると感じるときがうれしく、支援していても充実感を感じる1年でした。

例えば、犯罪被害者等給付金の仮給付とか、給付が早くなったことや、重傷病給付金の期間が延長されたこととか、親族間だからといって出ないとかということではなくて、柔軟な対応がしていただけるようになったこと、ワンストップ支援センターが全県にできて、動き出していること、警察や検察の方、弁護士会の方等と本当に連携がスムーズに行われるようになってきたことなどです。

ただ、市町村の総合的対応窓口は全国にできているのに、実際にはあまり稼働していないと感じること、それから、学校との連携がスムーズに行われないケースも現場で支援していて感じるなど、まだまだ基本計画が十分に実施されてはいないと感じることもありました。

ですので、第4次基本計画では、犯罪被害者支援に特化した条例が全国にできて、見舞金制度の導入や生活支援、総合的対応窓口も含めて、被害者の方が行政手続に行った際に、ニーズに応えられる窓口、本当にそういう窓口になってほしいと期待をしています。また、子供が被害当事者の場合はもちろんのこと、遺族になってしまった子供達の支援等で、学校との連携はますます必要になってくるのではないかと感じています。

それから、ワンストップ支援センターも、病院拠点型とセンター連携型がありますけれども、まだまだ本当に課題が山積みしていると思いますので、性暴力・性犯罪の被害者の方に対して、ニーズの把握を的確にして支援できる体制が強化されていくことを期待します。被害者の支援は一つの組織やひとりの専門家が支援していればいいのではなくて被害者の了解のもと、他機関と連携しながら支援をしていくことが大切だし、求められていくことだと思いますので、第4次基本計画に基づいて充実した支援が実施されていくことを

願っています。

たいへんお世話になりました。ありがとうございました。

以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございました。

それでは、正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 正木です。第4次犯罪被害者等基本計画の中で、私が非常によかったかなと思った点は、刑の執行段階における心情伝達制度の検討項目、それと、弁護士による犯罪被害者支援の経済的援助についての検討項目が、新たに検討するという項目で追加された点、非常に意義のあることで、非常によかった点かなと思っています。

私は新任の構成員だったんですけども、各構成員の方が、それぞれの立場で犯罪被害者支援についての知見とか、それから経験に基づいて活発に発言をされておられて、また、意見を言っておられたことが私にとっては非常に有益で、大変勉強になったと感じています。私とは異なる立場の方の、被害者の視点、非常に勉強になりまして、今後の被害者支援の活動に生かせるものは生かしていきたいなと思っています。

第4次犯罪被害者等基本計画の中で、日弁連としては、損害賠償の充実、その実効性の確保、それから特化条例の制定を進めていくという活動、それからワンストップ支援センター、病院拠点型のワンストップ支援センターの増設、そして、アクセス障害をなくして、誰でもがアクセスできる状況にしていくというようなこと。それから、男性もワンストップ支援センターへ足を運ぶことができる、そんなワンストップ支援センターの充実、それから、しつこく言っておりますけれども、国による犯罪被害者の支援弁護士制度の創設、これらに非常に力を入れてやっていきたいと思っていますので、構成員の皆様も共感できる部分があれば、御協力いただければ大変ありがたいかなと思っています。

本当にいろいろお世話になりまして、皆様、ありがとうございました。

○飛鳥井議長 ありがとうございました。

続いて、川出構成員、お願いできますか。

○川出構成員 私は、第3次の基本計画の策定のときからこの会議に関与させていただきましたので、今回が2回目ということになりました。

全体として言いますと、最初の基本計画の策定から15年が過ぎ、犯罪被害者に関する法制度の改正は、一段落ついたかなという印象を持っています。それに対応して、基本計画の内容も、制度の創設よりも、具体的な運用の改善のほうに重点が移っています。これは、現場のニーズにより即したものが、基本計画の中に盛り込まれていくようになったことを意味しており、よいことだと思いますので、今後もこれを進めていくのが望ましい方向ではないのかなと思っています。

今回の計画案の審議では、運用面の改善が中心的な話題になったこともあり、私自身はあまり発言できるところがなく、お役に立てなかったことを申し訳なく思っています。私の任期はこれで終わりになりますが、まだまだ被害者の方から見て不十分な点が残ってい

と思いますので、これからも、継続的に検討を続けていただき、よりよいものを作っていただくことを期待しております。どうもありがとうございました。

○飛鳥井議長　ありがとうございました。

続いて、武構成員、お願いできますか。

○武構成員　1年間、本当にお世話になりました、ありがとうございました。

私は専門家でもありませんし、専門のことを勉強したわけでもないし、ただ、遺族ではあるわけで、ここに出席する機会をもらったわけですけど、毎回、私は思っていました。浮いているんじゃないかなって。と言いますのは、とても難しかったです。犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本計画案ができたときには、本当にできたときに喜びました。でも、基本計画案には、たくさんの項目があって、本当に難しいなというのが実感で、それに対して意見を言うのに、自分がちゃんと理解していて言えているのか分からないので、毎回、浮いているんじゃないかと心配だったのです。

でも、私にはたくさんの遺族の人たちが背中に、後ろにいますし、まずは殺された子どもたちがいるので、浮いていてもしっかり何かを話して帰ろうとか、この機会に何か1つでも伝えようと思って一生懸命に参加をしました。そんな私に苦勞された方、担当の方もおられたと思うんですが、本当にお世話になりました、ありがとうございました。毎回勉強になったし、それと、励みになりました。私はこの基本計画案の最初の基本方針の言葉、尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、個々の事情に応じて適切に行われること、途切れることなく行われること、国民の総意を形成しながら展開されること、ここを見るだけで本当に涙が出るほどうれしいです。なぜなら、息子の事件があった25年前には、全くこういうものがなかったので、とっても孤独を感じたし、国から見放されたと思ったし、とても苦しく地獄のような日々を過ごしたので、この言葉を見るだけでとてもありがたいなと思うのです。

私はこういう会議に出席する機会があるので、そういうことを思えるんですが、やっぱり会の人たちがそれを知っているかということ、いろいろな関係省庁の担当者の人たち、専門の人たちの熱心な話を聞く機会があるので、そういうことを思えるのですが、会の人たちがそれを知っているかということ、ほとんどの人が直接、関わることがないので知らないです。この犯罪被害者等基本計画案についても内容までしっかりと見る機会はありません。今、私はちょっと反省をしています。会議の簡単な報告だけでなく、これからは、もう少し詳しく、こういうことが国でちゃんと考えられているんですよということを、みんなにも伝えていきたいなと思います。国は犯罪被害者のことを決して見放してはいないことを、伝えていきたいなと思います。

でも、皆さんに知っていただきたいことは、このすばらしい基本方針の言葉があるにもかかわらず、現在、会の人たちが35家族いるのですが、みんな苦しんでいるんですよ。それは、「なぜ」と思うんです。こんなに立派な計画案があるのに、生きる希望を持ってない人もいます。生きていたくないという人も現在いるんです。なぜそんなことが起きるのか

と思うと、何かこう歯がゆい思いをするし、国がもっと被害者に届けてほしいと思うわけです。

事件に遭うのは突然のことなので、混乱して何もわからない状態です、だから、私がいづつも思うことは、その人に、より早く、どんな支援が届くかで、抱える悩み苦しみがずいぶん変わるといことです。早くからちゃんと支援が行った人、そうじゃない人、それから正木先生が先ほども何度もおっしゃるように、ちゃんと被害者に理解ある弁護士さんが、より早くついた人、ついてない人でも変わります。現状は、直後に付いた弁護士さんに理解してもらえず、ぎくしゃくしてしまう人もいますのです。とてもつらいことです。

それからもう一つは、いろいろな制度ができていますので、必要なときに、必要な制度をちゃんと支援を受けながら使えた人、使えなかったことでも変わってきます。私はいろんな人をたくさん見てきました。先ほど伊藤先生も話されたように、回復するという言葉が何度か出てきています。もちろん私たちは、回復はしません。ですが、私は本来、人間が持っている生きる力は取り戻せると思っています。つらい思いをしている被害者の人が少しでも、明日、生きていこうと思えるようになってもらいたいんです。それには私は、遺族の会をつくっているのです、できることは精いっぱいやります。でも、できないことは、国がちゃんと制度をつくって、こうやって計画案をしっかりとつくった上で、やっぱり運用する人たち、意識を変えていただきたいです。

この計画案の内容が変わるたびに今まで自分たちがしなかったような仕事が増えていくわけです。例えば、保護観察官にしても、保護司の人にしても、施設の教官にしても、今までとは違う、被害者の視点を取り入れたことをたくさんしなきゃいけないと思うんです。今までの仕事と変わるわけです。だったら、ちゃんと意識を持って、やっぱり切り替えていただいて、しっかり運用していただきたいと思います。

それともう一つは、やっぱり再犯がないようになってもらいたいんです。先日も、新聞記事で、17歳の少年が事件を起こして、二十数年間収容施設に入った後、社会に出てきて、数ヶ月で犯罪を起こしたことが書かれていました。そんなことが起きると、その二十数年間は何だったんだろうって、どうしても思ってしまいます。矯正教育の在り方、やっぱり大事だと思います。新しい被害者を生まないためにも、絶対そこに、もっと力を入れていただきたいと思います。

それと、何遍も言いますが、謝罪のこと、損害賠償の責任を果たすこと、それは実現に向けてしっかりしていただきたいなと思います。この前、事件に遭って10年目の人と、少しだけ話をしたのですが、最後にこう言ったのです。せめて、最初の段階、あのときから誠意ある謝罪があつたら、自分は違ってたって言ったんです。

だから、やっぱり被害者にとって、謝罪とか賠償責任を果たすということは大きいんですね。そのことはしっかり、これからも法律に書いてもらって、計画案に書いてもらって、しっかりと力を入れてやっていただきたいなと思います。

本当にありがとうございました。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、続いて、中島構成員、お願いします。

○中島構成員 私、実は第1回目の基本計画から、ついに4回目まで、ずっと委員として、実に16年、関わらせていただきました。これで私の任期は終わりだと思うのですが、本当に最初、何もないところから、ここまでできてきたと感じています。3次基本計画と4次を比べると、まだまだあまり大きな変化がないように見えても、出だしのところから比べると、本当に大きく変わってきたと思います。被害者参加制度も、あり得そうもなかったけれどもできましたし、そしてまた、飛鳥井座長も御存じと思いますが、カウンセリング費用の公費負担にかけては、最初の頃からずっと検討を続けて、ようやく近年成立しました。ゆっくりではあったとしても多くの施策が実際に企画され、推進されてきたということは本当に大きなことですし、ここにいらっしゃる委員の方々、また、その背景にいらっしゃる多くの方々、また、各省庁の方々の御努力と思います。

私自身、精神科医ですから、やはり被害者の方のメンタルヘルスということを第一に考えつつも、やはりこの会に臨むに当たっては、臨床の場で聞いた被害者の方の代弁者でありたいと思ってまいりました。その中では、メンタルだけではなく、今、武委員がおっしゃったように、何よりもその被害に対して、加害者の真摯な謝罪であるとか、また、法律上の権利の保障というものがないと、メンタルヘルスというものは宙に浮いてしまうんだということを、非常に実感を持って感じており、こういった場に参加させていただいたことを本当にうれしく思っております。

施策は非常に多くできましたが、実はまだまだ届いていないという現状を、臨床の場で非常に強く感じております。武蔵野大学は多くの被害者の方に治療を提供しておりますが、被害者の方から治療してもらえないという声はまだ多く、私自身は今後、そういったメンタルヘルスの診療をきちんと被害者の方が受けられるような体制について、自分の現場で考えていきたいと思っております。また、先日お会いした被害者の方は数年前の被害であるにもかかわらず、犯給制度を一言も教えてもらわなかったとお話されており、受けられそうな立場の方だったので、ちょっと私も驚いてしまいました。つくられた制度が行き渡るということが今後、非常に大きな課題ではないかと思っております。

委員の方々、省庁の方々と一緒に多くのことを学ばせていただきました。本当にお礼を申し上げます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 東京はどうも雪が降り始めていますけれども、そんな中、今日はどうもありがとうございます。

皆様の感想を聞きながら、同感だなと思っていましたが、今回の第4次計画については、いろんな意味で被害者に対する配慮が行き届く形で出来上がったと思っております。今まで経済的支援や精神的支援について、それを充実させるという方向でずっと向かっていたと

思いますし、それから刑事手続上の権利の保障も進んで、第3次計画から生活再建ということで、福祉のほうにも焦点が当たるようになったと思います。そういう経過をさらに踏まえた形で第4次計画は発展できたのではないかなと思って、全体を眺めていました。

特に私に関心を持ったのは、太田先生からも既にお話がありましたけれども、刑事手続への関与拡充への取組の中の加害者処遇における被害者等への配慮の充実と、保護観察の処遇の充実というところです。被害者の方は本当に刑事手続において積極的に関与できなかった時代が長かったわけで、そういう意味では、まず、1つずつドアが開いていったかなという印象を持っています。第1次計画の下で、更生保護における犯罪被害者等施策ができて、それでやっと少し加害者の情報を得たり、加害者と接点を持つことができるようになったと思います。更生保護官署のほうでもすごく尽力して、だんだんいいものになってはきていたけれども、まだまだ不十分なところがありました。今回は、法制審議会の答申を踏まえてということもあって、法改正も含めて整理していきましようという方向が打ち出されて、それがきちんと明文化されたということが、すごく大きいかなと思っています。

既にお話がありましたが、刑の執行段階、難しい言葉ですけども、要は刑務所や少年院に入っている段階から被害者の声をもっと聞いて、被害者の思いや心情を反映させた処遇をしましようという方向ができました。それが確実に実行されれば、矯正段階と更生保護の流れができて、被害者にとっては、全体的により可視化されるし、一方で加害者に対する処遇はもっと充実したものになるはずなんです。再び被害者を生まないということにも当然つながってくるので、私としては期待したい部分です。

ハード面が整っても、結局それをどう動かしていくかというソフトの面が大変重要だと思いますので、被害者の方にとって利用しやすい、被害者の方が分かりやすい形に、ぜひ整えていただきたいと思います。本当に、被害回復にこの制度などがあって、助けられたと言ってもらえるようなものにしていただきたい、私自身もそういう意味の検証をしたいと思っていますし、見守っていきたいと思っています。

最後ですが、皆様と一緒にこうやって第4次基本計画の策定に関わらせていただきまして、ありがとうございます。特にコロナ禍でいろんな制限がある中で、私などは不十分な意見もあったかと思いますが、関係省庁の皆様には、いつも丁寧に対応していただきました。それから警察庁の事務局の方にも、本当に御苦労をおかけしています。これが無事に閣議決定して、4月から第4次計画が始まって、さらなる進展を見守っていきたいと思っています。今後ともよろしく願いいたします。本当に今日はありがとうございました。○飛鳥井議長 ありがとうございます。皆様、それぞれ御感想ありがとうございました。それでは、最後に、私からも一言感想を述べさせていただきます。

ちょうど1年間の第4次基本計画策定の議論の議長という大役を仰せつかりまして、不慣れなことはもとより、そのとおりなんですけれども、それを差し引きましても、いろいろ不手際不行き届きがあったかと思っています。それはもう重々私も承知をしております。さらに加えて、今年はリモート会議ということで、ちょっと前例がないような会議形態の中

で、困難な中で議論を進めるということになりました。

それでも、それぞれ、困難の中でも最善を尽くすということで、構成員の皆様方、それから各省庁、それから事務局の方々には、御尽力をいただいたかと思えます。

議長をお引受けする話を賜ったときに、国の計画、日本の被害者支援施策については、もう第1次から第3次基本計画まで、中島構成員が生き字引のような存在ですけれども、この15年の議論の中で、大きなスキームというのはもう出来上がっているだろうという認識をしておりました。いろいろな、経済的支援ですとか、刑事手続の中での諸制度ですとか、それから官民の相談支援、総合相談窓口とか、民間の団体のネットワークですとか、それから性犯罪のワンストップセンターですとか、大きなスキームというのは出来上がっていると。

第4次計画は、何をするのかといったときに、そのスキームを土台として、さらに個々の課題を掘り下げて、支援を充実していくというのが、我々に課された役割なんだろうと認識をしておりました。その点で、本当に困難な中でも、いろいろな御意見を賜ることができましたし、それから、それに対して関係各省庁の方々も非常に真摯に対応していただいたと思えます。

また、事務局の方も、内閣府から警察庁に移管されて初めての基本計画ということになりますけれども、いろいろな議論の整理ですとか、それから関係各省庁の調整ですとか、十分に機能していただいたというように感じております。

もちろん、当然、それぞれの皆さん方も不満足の点多々あったかと思えます。まだまだもう一步、こうしておけばよかったな、あるいはこういうところはもうちょっと詰めたいなといったような御意見も多々あるかと思えますけれども、この4次計画そのものも、日本の被害者支援がこれからさらに発展していく上での、通過点の1つでございます。この15年間で本当に、着実に進歩しているとは思いますが、それでもまだ通過点の1つにすぎませんので、今、私どもがまだ不満足だなと感じる点については、そこがとても大事なことになるかと思うんです。それを、ぜひまた、温め続けて、今後5年先、10年先に実現していくような方法、改革への道に進んでいくことになるのだろうと思えます。

中島構成員からの御感想にもありましたけれども、一例として、カウンセリングの公費負担についても、もう15年ぐらい前に最初の会で、こういう制度があったらいいというふうに私もお話をしまして、関係各省庁でも、総論は誰も反対しないんですけれども、各論ではもう壁だらけで、全く無理な話だったんですが、10年したら制度ができたんです、確かに。そういう例もございますので、今、議論の中で、いろいろやはり壁があって、難しいなということでも、10年くらい、いろいろ考えて工夫をしていく中で、実現への方向性が見えてくるというものもあるかと思えますので、今後とも、そういったような今不満足と思う点、課題だと思うところを温め続けていくことができればと思えます。

本当に皆様方のお力添え、構成員の方々、それから関係各省庁、それから事務局の皆様のお力添えを得まして、ここに第4次基本計画案を提出することができました。改めて議

長といたしまして、皆様にお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第38回基本計画策定・推進専門委員等会議を終了いたします。ありがとうございました。